

第3章 基本構想

[4つのシンボルプロジェクト]

1

「癒しの森林浴 清流の里づくり」プロジェクト



多くの町民の皆さんが、町の一番の誇りは自然であると考え、この美しい自然を後世に残し、自然破壊のない形で有効な活用を望んでいます。

このような理由から、第1のプロジェクトとして豊かな自然を活かしたまちづくりのプロジェクトを進めていきます。地域住民の願いである本来の大井川の「川」としての機能を取り戻し、南アルプスからの清らかな流れやダム湖などの町内の多くの自然環境を活かし、自然と人間の共生の中で、キャンプ・川遊び・カヌー・釣りなどの普及によって清流の里づくりを進めます。

また、自然の森林には人々を癒す大きな効果が認められていることから、南アルプスの前衛の山々の林道やその周辺の景観整備を行い、ウォーキング事業などを実施することによって、多くの人々の癒しの場として、環境に配慮した美しい森林整備を進めます。

2

「にぎわう町 みんなのふる里づくり」プロジェクト



多くの町民の皆さんが、これからのまちづくりは若者中心となるべきであると考え、また、高齢期になっても健康で安心した生活ができるまちづくりも大切であると考えています。

このプロジェクトでは多くの若者が定住し、子どもや高齢者がいきいきと安心して暮らせる、にぎわいのあるふるさとづくりを進めます。

若者の雇用確保に向けた取り組みと住宅整備、男女の交流機会の拡大に向けた重点的な取り組みを進め過疎地域の共通の大きな課題である医療サービスの向上と、子どもや高齢者のための公共交通機関の充実を図るなど、すべての町民が住みやすいまちづくりを目指します。

3

「地域で育む地域の宝 未来創生千年の人づくり」プロジェクト



まちづくりを進めるうえで、人づくりは重要な要素の一つです。

このプロジェクトでは、地域に住む様々な分野で卓越した技能と経験を持つ人々を「水と森の番人マイスター」として認定します。

マイスターは、各分野におけるリーダーとして、学校教育や生涯教育、まちづくりの場などにおいて、町民の学習活動への支援を行います。

千年の学校や、まちづくりリーダー人材育成等事業費補助金の制度を活用した新たな人材づくりも重要な位置づけとし、町の未来を担う子どもたちの視野や見識を広めるため、広く国内外への研修事業も継続して実施していきます。

4

「世界にも目を向けよう『川根』の元気づくり」プロジェクト



町の周辺地域で進められている富士山静岡空港、第2東名高速道路の2つの整備事業には、多くの周辺住民が大きな期待を寄せています。このプロジェクトは、空港の開港や高速道路の建設が、特に観光や産業の交流人口拡大へのビッグチャンスと捉え、世界にも目を向けた事業の展開を期待するものです。

本町は一体となってこのチャンスを確実に捉え、周辺市町との広域的な連携も大切ですが、そのアクセスである国道及び県道などの主要幹線道路の整備を早期に促進することが不可欠です。これらの推進により、国内外からの観光客の増加やビジネスチャンスの到来、また、町からの情報発信の拡大や観光交流機会の増加などが考えられます。

特に、町内では観光資源や、基幹産業である川根茶などの世界への積極的なPRが必要となり、具体的には、観光施設の整備促進や、川根茶の高付加価値化に向けた農林業センターの機能充実などを図ることが重要です。

この4つのプロジェクトは、総務省が提唱している「頑張る地方応援プログラム」に応募し、採択された場合には国の財政支援を受け、実現に向けて推進することとなります。
*頑張る地方応援プログラム…独自の地域活性化策に取り組む自治体に、地方交付税を上乗せして配分する総務省の制度

- 町議会にて第1次川根本町総合計画基本構想を議決
- 総合計画審議会から、基本構想(案)についての答申書提出
- 町議会にて第1次川根本町総合計画基本構想(案)説明
- 町議会にて第1次川根本町総合計画基本構想を議決
- 総合計画審議会(5回)
- 基本構想(案)に対するパブリックコメント募集
- 総合計画審議会から、基本構想(案)についての答申書提出
- 町議会にて第1次川根本町総合計画基本構想(案)説明
- 町議会にて第1次川根本町総合計画基本構想を議決

- 総合計画策定内検討委員会(7回)
- 子どもワークショップ(町内小学生4校8人、中学生2校8人、高校生4人)
- 町民アンケート実施519回収
- 旧2町、第3次総合計画の検証作業(役場内各課)
- 町内各種関係団体に対し総合計画に関するアンケート実施
- 総合計画ワークショップ(6回)
- 総合計画策定のための事業調書の作成(役場内各課)
- 町職員に対し総合計画に関するアンケート実施
- 役場各課のヒアリング実施(役場内各課)
- 基本構想(案)について、役場各課にて内容確認
- 総合計画審議会(5回)
- 基本構想(案)に対するパブリックコメント募集
- 総合計画審議会から、基本構想(案)についての答申書提出
- 町議会にて第1次川根本町総合計画基本構想(案)説明
- 町議会にて第1次川根本町総合計画基本構想を議決

- 町民と行政との協働による行財政の効率化を図り、地域活性化の戦略的な取り組みとして、新町建設計画を踏まえ、雇用対策を含めた若者の定住対策、次代を担う子どもたちの育成、高齢となっても安心して生活できる環境づくりなどの安定した住民生活の実現に加え、農業の振興、森林の再生・創生、観光事業の充実など、新しい時代に自主自立のまちづくりを進めていくための今後10年間の指針です。
- 【計画の構成と期間】
この計画は、基本構想と基本計画からなっています。その構成と期間は次のとおりです。
- ◆計画の期間
○基本構想…平成19年度～平成28年度
○基本計画…平成19年度～平成23年度
- ◆計画の構成
1 基本構想
地域社会の将来の目標や目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画や実施計画の基本となるもの(概ね10年間)
- 2 基本計画
基本構想実現のため、比較的中長期を見通して基本方向を明らかにするために定める計画。目標達成のための施策を体系づけたもの(前期・後期、各5年間)
- 3 実施計画
基本構想や基本計画で定められた施策の大綱を、現実の行財政運営の中でどのように実施していくかを具体的に明示したもので、(3年間)ただし毎年度の見直しを実施する。

総合計画まめ知識